

疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会  
 新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 審議結果

令和8年6月18日

審議件数	35
認定	4
否認	23
保留	8

<出席委員>

網谷委員、梅垣委員、川口委員、絹巻委員、長尾委員、  
 中野委員、中森委員、平澤委員、藤田委員、洞澤委員、  
 松瀬委員、三澤委員、村越委員、渡辺委員

<欠席委員>

中山田委員

	性別	接種時 年 齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認 (理由)	備考
(認定)	女	77歳	新型コロナ	医療費・医療手当	末梢神経障害		認定		
	女	59歳	新型コロナ	医療費・医療手当	末梢神経障害性疼痛		認定		
	男	54歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料	外傷性急性硬膜下血種、外傷性くも膜下出血、消化管出血	免疫性血小板減少性紫斑病	認定		
	男	47歳	新型コロナ	葬祭料	突然死	高血圧症、糖尿病	認定		
(否認)	女	65歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	60歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	77歳	新型コロナ	障害年金			否認	1	
	女	33歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	53歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	45歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	55歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	71歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	76歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	58歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	86歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	73歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	32歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	76歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	64歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	42歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	51歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	72歳	新型コロナ	障害年金			否認	1,3	
	男	64歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	

	性別	接種時年齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認(理由)	備考
(否認)	男	64歳	新型コロナ	障害年金			否認	1,3	
	男	48歳	新型コロナ	障害年金			否認	1	
	女	76歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	76歳	新型コロナ	障害年金			否認	1	
(保留)	女	50歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	73歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	29歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	女	60歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	53歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	68歳	新型コロナ	障害年金			保留		
	男	74歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	74歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			保留		

※ 認定された死亡事例について、疾病・障害認定審査会の審議において、死亡の原因となった疾病に関連すると評価された基礎疾患及び既往症。

(参考1) 実績(累積)

これまでの進達受理件数 : 15,421件 ※本日の審議結果を含む  
 認定件数 : 9,483件  
 否認件数 : 4,706件  
 現在の保留件数 : 26件

否認理由

1. 予防接種と疾病等との因果関係について否定する論拠がある。
2. 疾病の程度は、通常起こりうる副反応の範囲内である。
3. 政令に定められる障害の状態に相当しない。
4. 因果関係について判断するための資料が不足しており、医学的判断が不可能である。

(参考2) 死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数 ※令和8年6月18日現在

死亡一時金または葬祭料	障害年金	障害児養育年金
進達受理件数 : 1,991件	進達受理件数 : 1,135件	進達受理件数 : 31件
認定件数 : 1,073件	認定件数 : 223件	認定件数 : 1件
否認件数 : 750件	否認件数 : 646件	否認件数 : 24件
保留件数 : 3件	保留件数 : 2件	保留件数 : 0件

照会先

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部

予防接種課 健康被害救済給付係

TEL 03-5253-1111

## 健康被害救済制度の考え方

- 法に基づく予防接種は社会防衛上行われる重要な予防的措置であり、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという特性があるにも関わらずあえて実施しなければならないということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられた制度である。
- 本制度による給付を受けるためには、疾病・障害認定審査会の審査を経る必要がある。同分科会においては、申請資料に基づき、個々の事例ごとに
  - 症状の発生が医学的な合理性を有すること
  - 時間的密接性があること
  - 他の原因によるものとする合理性がないこと等について、医学的見地等から慎重な検討が行われている。
- その上で、認定に当たっては「**厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする**」という方針で審査が行われている。

### (参考)WHO: 予防接種と有害事象の因果関係評価に関するマニュアル

- ✓ 個別事例について、予防接種と予防接種後に生じた有害事象の因果関係を厳密に証明することは通常不可能である。
- ✓ 多くの場合、予防接種を原因とすることが収集されたエビデンスと①整合的か、②不整合的か、③不確定かを、以下のような点を考慮しつつ判断するにとどまる。
  - 予防接種と有害事象の時系列
  - 疫学的なエビデンス
  - 生物学的な妥当性
  - 他の要因による説明可能性
  - 予防接種と当該有害事象の関連性に関する事前のエビデンス